



島根県報

令和5年6月30日（金）

第 4 2 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和5年度第4次自衛官募集	（防災危機管理課）	2
生活保護法の規定による施術機関の指定	（地域福祉課）	2
救急病院の認定	（医療政策課）	3
土地改良区の定款変更の認可（2件）	（農村整備課）	3
県営土地改良事業の工事の完了	（ 〃 ）	3
保安林予定森林（3件）	（森林整備課）	3
知事管理漁獲可能量の設定	（水産課）	5
内水面における遊漁規則の変更の認可（8件）	（ 〃 ）	5

【公 告】

公共測量の実施	（技術管理課）	45
---------	---------	----

【特定調達公告】

空港用ロータリー除雪車の調達に係る一般競争入札の落札者等	（港湾空港課）	45
島根県教育用ローカルブレイクアウトネットワークサービス調達業務に係る随意契約の相手方等	（教育指導課）	46
グループウェアシステムの賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	46
放置駐車違反管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ）	49

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	52
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	53

告 示**島根県告示第437号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和5年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者に限る。

- (2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しない者

3 募集期間

令和5年7月1日（土）から同年9月5日（火）まで

4 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

5 試験期日・試験場

- (1) 筆記試験・適性検査

令和5年9月13日（水）から同月18日（月）までのうち1日

ウェブ試験方式で実施する。試験場は、受付時に通知する。

- (2) 口述試験・身体検査

令和5年9月23日（土）から同月25日（月）までのうち指定する1日

陸上自衛隊出雲駐屯地（出雲市松寄下町1142-1）

6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
堀内 友貴	株式会社メディカルケア 出雲	あん摩マッサージ指圧	出雲市今市町614	令和5年5月26日

島根県告示第439号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認 定期 間
社会医療法人昌林会 安来第一病院	安来市安来町899-1	令和5年7月22日から 令和8年7月21日まで

島根県告示第440号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大田市三瓶町加瀬土地改良区の定款変更を令和5年6月20日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大田市水上町三久須土地改良区の定款変更を令和5年6月20日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第442号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
波根地区 区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	令和5年3月15日

島根県告示第443号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

益田市匹見町石谷イ190、イ190-続1、イ691-内1からイ691-内9まで、イ691-11

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第444号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

益田市大谷町2442、2445－1、2801

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第445号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町都賀行991

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第446号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、島根県資源管理方針に即して、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸山達也

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量

令和5年6月30日 公表

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

18,700トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	18,000トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

島根県告示第447号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸山達也

1 漁業権者の名称及び住所

斐伊川漁業協同組合 島根県雲南市三刀屋町下熊谷1272番地5

2 漁業権の免許番号

内共第2号

3 変更の内容

遊漁期間の公示方法の変更、遊漁承認証の記載事項の追加及びその様式の廃止、漁場監視員の指示への遊漁者の遵守義務及び採捕量の調査等への遊漁者の協力義務の追加、漁場監視員証の記載事項の追加及びその様式の廃止並びにその他規定の整理

(変更前)

(趣旨)

第1条 この規則は、斐伊川漁業協同組合が免許を受けた内共第2号第五種共同漁業権（以下「内共2号」という。）にかかわる漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めるものとする。

第2条・第3条 (略)

(遊漁期間)

第4条 (略)

2 前項の公示は、組合前公示板又は山陰中央新報に公示するものとする。

(体長等の制限)

第5条 (略)

第6条 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式(1-1)の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式(1-2)又は(1-3)の遊漁承認証によるものとする。

3 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷して携行しなければならない。

4 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

5 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示をすることがある。

2 漁場監視員は、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示した腕章をつけるものとする。

第10条 (略)

別記様式(1-1)

表

No.	
遊 漁 承 認 証	
下記の通り承認します	
記	
遊 漁 者	住所
	氏名 (年齢)
自 平成 年 月 日	
承認期間	
至 平成 年 月 日	
魚 種	
漁具・漁法	

裏

注 意 事 項
1. 禁止区域での入漁はできない。
2. 法令で禁じられている漁法はできない。
3. 遊漁をする場合には、常に遊漁承認証を携帯して下さい。 漁場監視員の要求があれば遊漁承認証を提示しなければなりません。
4. 違反者には、直ちに遊漁の中止を命ずるとともに以後その者の遊漁を拒絶することがあります。この場合に於いてすでに納付した遊漁料の払い戻しはしません。
5. この証を紛失したときは、直ちに最寄り

区 域 遊 漁 料 発 行 者 斐伊川漁業協同組合 取扱者氏名 印	の事務所又は取扱所に連絡し再交付をうけなければならない。
---	------------------------------

別記様式（1－2）

日 券 年 月 日	オンラインシステムマーク
住 所	(顔写真)
氏 名	
遊 漁 料 円	
取 扱 者 斐伊川漁業協同組合	
魚 種 漁具／漁法	セキュリティコード
遊漁区域 全 域	
注意事項	

別記様式（1－3）

年 券 年 月 日～ 年 月 日	オンラインシステムマーク
住 所	(顔写真)
氏 名	
遊 漁 料 円	
取 扱 者 斐伊川漁業協同組合	
魚 種 漁具／漁法	セキュリティコード
遊漁区域 全 域	
注意事項	

別記様式（2）

漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の漁場監視員である事を証明する。	
氏名	
住所	
自 平成 年 月 日	
有効期間	
至 平成 年 月 日	
発行者	斐伊川漁業協同組合代表理事組合長 印

(変更後)

(趣旨)

第1条 この規則は、斐伊川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を

定めるものとする。

第2条・第3条 (略)

(遊漁期間)

第4条 (略)

2 前項の公示は、組合に掲示するほか、山陰中央新報及び組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(全長の制限)

第5条 (略)

第6条 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷して携帯しなければならない。

3 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁に関しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、遊漁に関しては、漁業監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に関しては、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示した腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

第10条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和5年3月31日

島根県告示第448号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

神戸川漁業協同組合 島根県出雲市下古志町1655番地3

2 漁業権の免許番号

内共第3号

3 変更の内容

あゆの遊漁禁止区域の追加、やまめの遊漁期間の追加、遊漁承認証の記載事項の追加及びその様式の廃止、遊漁に際し守るべき事項の追加、漁場監視員証の記載事項の追加及びその様式の廃止並びにその他規定の整理

（変更前）

（趣旨）

第1条 この規則は、神戸川漁業協同組合が免許を受けた内共第3号第五種共同漁業権（以下「内共3号」という。）にかかわる漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めるものとする。

（遊漁の制限及び遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場区域内で遊漁しようとする者は、原則として竿釣、手釣、たも網によるものとし、あらかじめ第7条第1項の規定による遊漁対象水産動植物漁具漁法別遊漁料（以下「遊漁料」という。）を納付しなければならない。

2 この漁場区域で前項に掲げる漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他の遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 （略）

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第7条第3項の遊漁料を納付しなければならない。

（漁具漁法等の制限）

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具漁法	規模
たも網	網口径 15センチメートル以内

（禁止区域）

第4条 ごぎの繁殖保護のため、遊漁禁止区域を次の通りとする。

河川名	遊漁禁止区域
位出谷川	飯南町頓原27の3番地先の砂防ダムより上流
牛谷川	宇山川合流点から上流
内谷川	頓原川合流点から上流

（全長等の制限）

第5条 次に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
もくずがに	甲幅4センチメートル

(遊漁期間)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月26日から12月31までの期間内で組合が定め公示する日から12月31日まで

2 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で神戸川漁業協同組合事務所及び組合が指定した場所において納付する時の遊漁料(以下、7条において「一般」という。)は次の表の通りとする。但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)、ごぎ(いわなを含む。)、もくずがに
漁具漁法	竿釣、手釣、たも網
料金	1日…1,500円 1年…7,000円

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次表右欄の通りとする。但し、身体障がい者は身体障害者手帳の所持者に限る。

未就学の幼児	無料
小学生	無料
中学生	無料
身体障がい者	一般の1/2
女性	一般の1/2

3 第2条第2項の規定により承認を受けて遊漁をする場合の遊漁料は、次の表の通りとする。

魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、もくずがに
漁具漁法	投網
料金	1日…2,000円 1年…10,000円

4 前項の遊漁料は、神戸川漁業協同組合事務所及び理事会の決定に基づき組合が指定した場所において納付するものとする。

5 同一人が2種類以上の魚種について遊漁する場合又は2種類以上の漁具漁法によって遊漁する場合の遊漁料は、そのうちの最も高い遊漁料とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けた時又は同条第2項の承認を行なった時は、別記様式(1)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付する。

2 遊漁者は、遊漁をする時は遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があった時は、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示をする事が出来る。

2 漁場監視員は、理事会の決定に基づき組合が特別に定めた監視員及び正組合員全員においてこれを行なう。

3 特別に定めた漁場監視員は、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯するものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反した時は直ちにその者に遊漁の中止を命じ、組合は以後その者の遊漁を拒絶する事ができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

別記様式

(1) 遊漁承認証

神漁No.	号			
遊 漁 承 認 証				
下記の通り承認します。				
記				
遊 漁 者	住所			
	氏名			
	年齢	才		
承認期間	(自)	平成	年	月 日
	(至)	平成	年	月 日
	魚 種	_____		
	漁具漁法	_____		
	遊 漁 料	_____ 円		
神戸川漁業協同組合				

(2) 漁場監視員証

漁場監視員証明書	
顔 写 真	下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。
氏 名 _____	
期 間	平成 年 月 日迄
発行者	出雲市下古志町1655-3 神戸川漁業協同組合 (0853)21-1088

(変更後)

(目的)

第1条 この規則は、神戸川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務等)

第2条 漁場区域内で遊漁をしようとする者は、原則として竿釣、手釣、たも網によるものとし、あらかじめ第7条第1項の規定による遊漁料（以下「遊漁料」という。）を組合に納付し、承認を受けなければならない。

2 この漁場区域で前項に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他の遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 (略)

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第7条第3項の遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法等の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
たも網	網の口径 150センチメートル以内

(禁止区域)

第4条 ごぎの繁殖保護のため、次の表に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

禁止区域
位出谷川（飯南町頓原27の3番地先の砂防ダムより上流）

牛谷川（宇山川合流点から上流）

内谷川（頓原川合流点から上流）

- 2 あゆの保護のため、次の表の左欄に掲げる区域において、中欄に掲げる漁具又は漁法により、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

禁止区域	禁止漁具・漁法	禁止期間
乙立橋30メートル上流に設置された竿釣専用看板杭から殿森堰堤体上流端まで	すべての漁具・漁法（竿釣を除く。）	6月15日午前7時から8月15日まで

組合は、内共第3号第五種共同漁業権行使規則第7条の規定により、期間、区域を指定し、漁具又は漁法を制限した場合は、その範囲内で遊漁者が行う漁具又は漁法を制限することができる。

（全長等の制限）

- 第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
もくずがに	甲幅 4センチメートル

（遊漁期間）

- 第6条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する日時から12月31日まで
やまめ	3月1日午前6時から8月31日まで

組合は、あゆの産卵保護を図るために、内共第3号第五種共同漁業権行使規則第7条の規定により、期間、区域を指定し採捕を禁止した場合は、その範囲内で遊漁を禁止することができる。

- 2 （略）

（遊漁料の額及び納付の方法）

- 第7条 第2条第1項に掲げる漁具又は漁法を使用して遊漁をする場合で組合事務所及び組合が指定した場所において納付する時の遊漁料（以下、本条において「一般」という。）は次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は次の表の額に500円を加算した額とする。

魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及び降海型あまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）、もくずがに
漁具・漁法	竿釣、手釣、たも網
遊漁料	1日1,500円、1年7,000円

- 2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、それぞれ右欄のとおりとする。ただし、身体障がい者は身体障害者手帳の所持者に限る。

未就学の幼児	無料
小学生	無料
中学生	無料
身体障がい者	一般の1/2の額
女性	一般の1/2の額

- 3 第2条第2項の規定により承認を受けて遊漁をする場合の遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、もくずがに
漁具・漁法	投網
遊漁料	1日2,000円、1年10,000円

4 前項の遊漁料は、組合事務所及び理事会の決定に基づき組合が指定した場所において納付するものとする。

5 同一人が2種類以上の魚種について遊漁する場合又は2種類以上の漁具又は漁法によって遊漁をする場合の遊漁料は、そのうちの最も高い遊漁料とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項及び第2項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

- ・遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守して下さい。
- ・遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。
- ・漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることができます。その場合は、速やかに指示に従ってください。
- ・この河川の漁業権対象魚種は、あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、やまめ、ごぎ及びもくずがにです。

(8) その他参考となるべき事項

- ・当組合が行っている増殖手法は、産卵場の造成、稚魚・成魚の放流、禁漁区の設定です。
- ・この河川における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、島根県内水面漁場管理委員会から示された増殖指示量に基づいています。
- ・遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって水産資源や河川環境が維持されていることをご理解ください。
- ・この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。
- ・当組合は、漁場管理を行うため資源調査に加え、遊漁者による採捕量の把握、産卵場の規模、稚魚の数などモニタリング調査を行っておりますのでご協力ください。

(9) 発行者名

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、理事会の決定に基づき組合が定めた者及び正組合員全員においてこれを行う。

3 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名
(違反者に対する措置)

第11条 漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反した時は、直ちにその者に対し遊漁の中止を命じ、組合は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和5年3月31日

島根県告示第449号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

神西湖漁業協同組合 島根県出雲市神西沖町915番地1

2 漁業権の免許番号

内共第4号

3 変更の内容

竿釣りに係る遊漁料の額の変更、遊漁承認証の記載事項の追加及びその様式の廃止、遊漁に際し守るべき事項の追加、漁場監視員証の記載事項の追加及びその様式の廃止並びにその他規定の整理

(変更前)

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、すずき、えび及びもくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域内で遊漁しようとする者が使用できる漁具・漁法は、竿釣り、投網に限るものとし、あらかじめ第5条に規定する漁具漁法別遊漁料（以下「遊漁料」という。）を組合に納付し、承認を受けなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる漁具・漁法でなければならない。

魚種	漁具・漁法
こい・ふな・すずき	竿釣り・投網
うなぎ・えび・もくずがに	竿釣り

(体長等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
こい	全長18センチメートル以下

ふな	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下
もくずがに	甲幅4センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 第2条に規定する遊漁料の額は次の表のとおりとする。

漁具・漁法	期間	遊漁料
竿釣り	1 日	300円
	1 年	2,000円
投網	1 日	800円
	1 年	6,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。ただし、身体障がい者は身体障害者手帳の所持者に限る。

対象者	遊漁料
小学生・未就学の幼児・身体障がい者	無料

3 遊漁料は、次に掲げる場所においてしなければならない。

(1) 神西湖漁業協同組合事務所(出雲市神西沖町915番地1)

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

2 遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示した腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 (略)

別記様式第1号 遊漁承認証

表

No. _____	
遊 漁 承 認 証	
下記の通り承認します。	
記	
遊 漁 者	住所
	氏名

裏

遊漁中は、下記の事項を守ってください。	
1. 遊漁承認証を携帯する。	
2. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。	
3. 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。	
4. 魚種別の漁具・漁法を厳守する	
魚種	漁具・漁法
こい・ふな・すずき	竿釣り・投網

(自) 平成 年 月 日 承認期間 (至) 平成 年 月 日 魚 種 漁具漁法 遊 漁 料 円 発 行 者 神西湖漁業協同組合 ㊟ TEL (0853) 43-2644	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">うなぎ・えび・もくずがに</td> <td>竿釣り</td> </tr> </table> 5. 以下に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">魚種</th> <th>大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こい</td> <td>全長18センチメートル</td> </tr> <tr> <td>ふな</td> <td>全長10センチメートル</td> </tr> <tr> <td>うなぎ</td> <td>全長30センチメートル</td> </tr> <tr> <td>もくずがに</td> <td>甲幅4センチメートル</td> </tr> </tbody> </table>	うなぎ・えび・もくずがに	竿釣り	魚種	大きさ	こい	全長18センチメートル	ふな	全長10センチメートル	うなぎ	全長30センチメートル	もくずがに	甲幅4センチメートル
うなぎ・えび・もくずがに	竿釣り												
魚種	大きさ												
こい	全長18センチメートル												
ふな	全長10センチメートル												
うなぎ	全長30センチメートル												
もくずがに	甲幅4センチメートル												

別記様式第2号 漁場監視員証

漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の漁場監視員である事を証明する。	
氏名	年齢
住所	
自 平成 年 月 日	
有効期間	
至 平成 年 月 日	
発行者	神西湖漁業協同組合代表理事組合長 ㊟

(変更後)

(目的)

第1条 この規則は、神西湖漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、すずき、えび及びもくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域内で遊漁をしようとする者が使用できる漁具・漁法は、竿釣り、投網に限るものとし、あらかじめ第5条に規定する漁具・漁法別遊漁料（以下「遊漁料」という。）を組合に納付し、承認を受けなければならない。なお、第5条第2項により遊漁料の納付を免除された者については、本条の承認を受けたものとみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる漁具・漁法でなければならない。

魚種	漁具・漁法
こい・ふな・すずき	竿釣り・投網
うなぎ・えび・もくずがに	竿釣り

(全長等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
こい	全長18センチメートル以下
ふな	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下
もくずがに	甲幅4センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 第2条に規定する遊漁料の額は次の表のとおりとする。

漁具・漁法	遊漁料	
竿釣り	1日	500円
	1年	7,000円
投網	1日	800円
	1年	6,000円

2 次の表の左欄に掲げる者による竿釣り又は投網の遊漁料の額は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。ただし、身体障がい者は身体障害者手帳の所持者に限る。

対象者	遊漁料
小学生・未就学の幼児・身体障がい者	無料

3 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。

(1) 神西湖漁業協同組合事務所（出雲市神西沖町915番地1）

（遊漁承認証に関する事項）

第6条 組合は、第2条の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(1) 遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯し、併せて遊漁帽を着用しなければならない。また、組合からの求めがあった場合には、遊漁者は、遊漁帽を組合へ返却しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁承認証と遊漁帽を他人に貸与してはならない。

(3) 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(4) 遊漁者は、魚種別の漁具・漁法を厳守しなければならない。

(5) 漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることができる。その場合、遊漁者は速やかに指示に従わなければならない。

(6) 遊漁者は、組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第7条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁承認証を携帯し、併せて遊漁帽を着用しなければならない。また、漁場監視員の指示があったときは、これに従わなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

3 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示した腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 注意事項

(3) 有効期間

(4) 発行者名

第9条 （略）

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和5年3月31日

島根県告示第450号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

江川漁業協同組合 島根県邑智郡川本町大字因原567番地1

2 漁業権の免許番号

内共第5号

3 変更の内容

遊漁承認申請をオンラインシステムによることができる規定の追加、あゆの遊漁期間及び遊漁禁止期間の公表方法の変更、遊漁承認証の記載事項の追加及びその様式の廃止、遊漁に際し守るべき事項の追加、漁場監視員証の記載事項の追加及びその様式の廃止並びにその他規定の整理

（変更前）

（目的）

第1条 この規則は、江川漁業協同組合が免許を受けた内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、うぐい、おいかわ（はえ）、すずき、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）、もくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 （略）

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網（にごりかき）、投網によって遊漁する場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは組合員、他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しく支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条の遊漁料を組合の掲げる場所において納付しなければならない。

第3条 （略）

（遊漁期間）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア. 魚種	イ. 期間
あゆ	組合が定め公示する日から12月31日まで
(略)	(略)

2～4 （略）

5 第1項の公示は組合前掲掲示板及び山陰中央新報に掲載するものとする。

（禁止期間）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の魚種を対象に行う遊漁については、イ欄の区域及びウ欄の期間は採捕してはならない。

ア. 魚種	イ. 区 域	ウ. 期間
あゆ	濁川断魚溪上流	組合が定め公示する日から7月9日まで
(略)	(略)	(略)

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。遊漁する場合には江川漁業協同組合事務所、組合の掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）において納付する。ただし、漁場監視員に納付するときの遊漁料は、所定の遊漁料の額に500円を付加する。

水産動植物	漁具、漁法	期間	遊漁料
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 次の表に掲げる者の遊漁料は、第1項の遊漁料にかかわらず次の表のとおりとする。

身体障がい者でその手帳を携帯しているもの（あゆを対象とする遊漁を除く。）	無料
あゆを対象とする遊漁については一般の遊漁者の1/2の遊漁料とする。	
中学生以下	無料

4 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、承認内容に応じて別記様式第1号から第3号までによる遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第4号から第5号によるものとする。

3 (略)

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2～4 (略)

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第6号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

第11条 (略)

別記様式第1号

日鑑札

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">No.</p> <p>◎ 遊漁する場合は必ずこ</p> <p>①</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>釣</p> <p>投網 遊漁日鑑札</p> <p>但し、投網による遊漁は江の川本流に限る</p> </div>	<p>漁業違反に対する主なる罰則は次のとおりです。お互いに違反のないよう注意しましょう</p> <p>◎水産資源保護法違反</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 爆発物を使用して水産動植物を採捕した場合（全法第5条） 2. 水産動植物をまひさせ又は死なせる有毒物を使用した場合（全法第6条） 3. 前2条の規定に違反して採捕したものを所持又は販
--	--

の証を携行してください。

¥

遊漁者	住所	
	氏名	年齢

平成 年 月 日発行

島根県邑智郡川本町 担当者印

江川漁業協同組合

TEL (0855) 72-0055

担当印なきものは無効

売したもの (全法第7条)

罰則 上記の場合は3年以下の懲役または200万円以下の罰金

◎島根県内水面漁業調整規則違反

1. 禁漁区にて水産動植物を採捕した者
2. 覗水器を使用してする漁法を行った者
3. 水中に電流を通じてする漁法を行った者
4. 第50条第2項の規定による命令に違反した者、犯人が所持する漁獲物、その製品、漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は没収することができる

罰則 6ヶ月以下の懲役、若しくは10万円以下の罰則金に処し、又はこれを併科する

※この遊漁料は、水産動植物の増殖、資源管理、漁場管理の費用に充てます。

別記様式第2号

年鑑札

腕章

(魚種)	
平成 年度 遊漁証	
(漁法)	
住所	
No. _____	年齢
氏名	
江川漁業協同組合	

「注意事項」

- ① 遊漁する場合、この遊漁証を必ず腕等見やすいところに着用すること。
- ② 本遊漁証は他人に貸与したり、譲渡してはならない。
- ③ 遊漁規則を遵守すること。
違反したときは遊漁の中止を命じ、以後遊漁を拒絶することがある。その場合、納付の遊漁料は払い戻しをしない。

※この遊漁料は、水産動植物の増殖、資源管理、漁場管理の費用に充てます。

平成 年度
遊漁者用 (船)
使用許可書
住所
氏名
江川漁業協同組合
釣に限り、船の使用は浜原ダム堰堤中心より200m上流から信喜橋までの区域のみ認めています。

別記様式第3号

No. _____

投網（ 川）及び本流
遊漁日鑑札

平成
年

月	日

3,000円

住所 _____

氏名 _____ 才

江川漁業協同組合

漁業違反に対する主なる罰則は次のとおりです。お互いに違反のないよう注意しましょう

◎水産資源保護法違反

1. 爆発物を使用して水産動植物を採捕した場合（全法第5条）
2. 水産動植物をまひさせ又は死なせる有毒物を使用した場合（全法第6条）
3. 前2条の規定に違反して採捕したものを所持又は販売したもの（全法第7条）

罰則 上記の場合は3年以下の懲役または200万円以下の罰金

◎島根県内水面漁業調整規則違反

1. 禁漁区にて水産動植物を採捕した者
2. 覗水器を使用してする漁法を行った者
3. 水中に電流を通じてする漁法を行った者
4. 第50条第2項の規定による命令に違反した者、犯人が所持する漁獲物、その製品、漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は没収することができる

罰則 6ヶ月以下の懲役、若しくは10万円以下の罰則金に処し、又はこれを併科する

※この遊漁料は、水産動植物の増殖、資源管理、漁場管理の費用に充てます。

別記様式第4号

つりチケ承認証様式

日鑑札

	(つりチケマーク)
【 (魚種の記入) 】	日券
年 月 日	(顔写真)
住所 _____	
氏名 _____	
遊漁料金 _____	円

取扱者	江川漁協	セキュリティコード
注意事項		<input type="text"/>

別記様式第5号

つりチケ承認証様式

年鑑札

		(つりチケマーク)
	【 (魚種の記入) 】 年券	
年 月 日 ~ 年 月 日		(顔写真)
住所		
氏名		
遊漁料金	円	
取扱者	江川漁協	セキュリティコード
注意事項		<input type="text"/>

別記様式第6号

平成 年度
第 号
漁場監視員之証
氏名
平成 年 月 日
江川漁業協同組合代表理事組合長

1. 監視に当たっては懇切に指導して下さい
2. 悪質な違反については、本組合へ速やかに連絡すると共に駐在所へ協力を願ひ出てください
3. 漁具の没収をしてはなりません

(変更後)

(目的)

第1条 この規則は、江川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、うぐい、おいかわ（はえ）、すずき、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）、もくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 (略)

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網（にごりかき）、投網によって遊漁する場合には遊漁対象水産動植

物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは組合員、他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しく支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第8条の遊漁料を組合の掲げる場所において納付しなければならない。

第3条 (略)

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア. 魚種	イ. 期間
あゆ	組合が定め公表する日から12月31日まで
(略)	(略)

2～4 (略)

5 第1項の公表は、組合及び組合が委託する取扱店に掲示するほか、組合ウェブサイトにて公表するものとする。

(<https://www.gougawa-shimane-1.or.jp/tsuri/shop.html>)

(禁止期間)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種を対象にイ欄の区域内においては、ウ欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

ア. 魚種	イ. 区 域	ウ. 期間
あゆ	濁川断魚溪上流	組合が定め公表する日から7月9日まで
(略)	(略)	(略)

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する取扱店に掲示するほか、組合ウェブサイトにて公表するものとする。

(<https://www.gougawa-shimane-1.or.jp/tsuri/shop.html>)

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学校生徒以下のときは無料、身体障がい者も無料とするが、あゆについては、同号の掲げる額の二分の一に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

水産動植物	漁具、漁法	期間	遊漁料
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 遊漁料は、組合のウェブサイトで公表した場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

4 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 (略)

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2～4 (略)

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期限
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

第11条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和5年3月31日

島根県告示第451号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

八戸川漁業協同組合 島根県浜田市旭町本郷1268番地1

2 漁業権の免許番号

内共第6号

3 変更の内容

遊漁の承認に係る規定の整備、あゆの遊漁期間及び漁具・漁法の制限の公表方法の変更、遊漁料の納付について原則としてオンラインシステムによることとする規定の追加、遊漁承認証の記載事項の追加及びその様式の廃止、遊漁に際し守るべき事項の追加、漁場監視員証の記載事項の追加及びその様式の廃止並びにその他規定の整理

(変更前)

(目的)

第1条 この規則は、八戸川漁業協同組合が免許を受けた、内共第6号第五種共同漁業権に係る漁業区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。））の採捕（以下「遊漁」という。）の制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料納付義務)

第2条 この漁場の区域内で、手釣、竿釣、投網、たも網の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第5条の遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれイ及びウ欄に掲げるとおり制限する。

ア、漁具漁法	イ、規模	ウ、制限
投網 たも網	船舶を使用しないこと。	遊漁券の発行枚数は 日券 35枚 年券 5枚以内とする。
手釣 竿釣	船舶を使用しないこと。	

2 第4条第1項によるあゆについては、次の表に掲げる区域、期間においては釣以外の漁具漁法を使用して採捕してはならない。

区域	期間
全域	6月1日から12月31日までの期間内で、組合が定め公示する網類解禁日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア、魚種	イ、期間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で、組合が定め公示する日から12月31日まで
うなぎ	3月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）ごぎ（いわなを含む。）	3月1日から8月31日まで

2 前項の公示は組合前の掲示板上に掲示するものとする。

(遊漁料の額および納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。第2条に掲げる漁具漁法を使用して、遊漁する場合には、八戸川漁業協同組合事務所又は、組合が公示する場所において納付する。ただし第3条第1項に掲げる投網、たも網については、八戸川漁業協同組合事務所において納付しなければならない。尚、遊漁する場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は所定の料金に500円を付加して得た額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ うなぎ	手釣	1日	2,200円
		1年	12,900円
	投網 たも網	1日	3,300円
		1年	21,400円
やまめ（あまご並びに降海型	手釣	1日	1,700円

やまめ及びあまごを含む。) ござ (いわなを含む。)	竿釣	1年	7,500円
こい	手釣	1日	400円
	竿釣	1年	1,900円

視水器を使用する場合は、所定の料金に1ヵ年600円を加算する。

2 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の通りとする。

高校生以下の者	無料
身体障がい者 (手帳を有する者)	所定の料金の2分の1
河川開放の日設定 魚種 あゆ、やまめ (あまご及びに降海型やまめ及びあまごを含む。)、ござ (いわなを含む。) を除く魚類 期間 7月20日から8月31日まで	無料

3 同一人が2種類以上の魚類について、遊漁をする場合又は2種類以上の漁具漁法により遊漁をする場合の遊漁料はそのうち最も高い遊漁料とする。

(遊魚種認証に関する事項)

第6条 組合は第2条の遊漁料の納付をうけたときは、別記様式(1)の遊漁証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提出しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底を攪拌してはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別紙様式(2)の漁場監視員証の携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反に対する処置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は、以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

別記様式(1) 遊漁承認証

(表)

写真	No.	号
		年
魚種	遊漁監札	
漁法	遊漁料	
遊漁者 住所		
氏名	年齢	
年 月 日		

(裏)

注意事項
1、漁業違反に対する主な罰則記入。
2、遊漁中は必ず本証を携帯すること。
3、本証を他人に貸与してはならない。
4、漁場監視員の要求があったときは本証を提出しなければならない。

発行者 住所 氏名	担当者印	

担当者の印なきものは無効 年監札には写真をつけること

別記様式(2) 漁場監視員証

(表)

漁場監視員証	NO.	号
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。		
住所		
氏名		年齢
有効期間		
発行者		印

(裏)

注意事項
1、本証を常に所持すること。
2、常に懇切に指導すること。
3、悪質な違反については速やかに本組合に連絡すること。

(変更後)

(目的)

第1条 この規則は、八戸川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第6号第五種共同漁業権に係る漁業区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。））の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域内において、遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網又はたも網による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げるとおり制限する。

漁具・漁法	制 限
投網 たも網	船舶を使用しないこと
手釣 竿釣	船舶を使用しないこと

2 第4条第1項によるあゆについて次の表に掲げる区域及び期間においては、釣以外の漁具・漁法を使用して採捕してはならない。

区 域	期 間
全域	6月1日から12月31日までの期間内で、組合が定め公表する網類解禁日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で、組合が定め公表する日から12月31日まで
うなぎ	3月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）ごぎ（いわなを含む。）	3月1日から8月31日まで

2 前項の公表は、組合前の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、第3条第1項に掲げる投網、たも網については組合事務所において納付しなければならない。なお、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの額は、所定の遊漁料額に500円を加算した額とする。

(1) 八戸川漁業協同組合事務所（浜田市旭町本郷1268番地1）

(2) 組合のウェブサイトにて公表した取扱所。

区分	魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
1	あゆ うなぎ (区分1の遊漁料を納付すると区分2及び3の魚種の遊漁も可能)	手釣 竿釣	1日	2,200円
			1年	12,900円
2	やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。） ごぎ（いわなを含む。） (区分2の遊漁料を納付すると区分3の魚種の遊漁も可能)	手釣 竿釣	1日	1,700円
			1年	7,500円
3	こい	手釣 竿釣	1日	400円
			1年	1,900円
4	あゆ うなぎ こい	投網 たも網	1日	3,300円
			1年	21,400円

視水器を使用する場合は、所定の料金に1か年600円を加算する。

2 次に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

高校生以下の者	無料
身体障がい者（手帳を有する者）	所定の料金の2分の1
河川開放の日設定 期間：7月20日から8月31日まで	無料

魚種：あゆ、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）ごぎ（いわなを含む。）及びこいを除く魚類
--

（遊漁承認証に関する事項）

第6条 組合は第2条の遊漁料の納付をうけたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。ただし、期間が年の遊漁承認証については、顔写真付きとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名・住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、第5条に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第7条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和5年3月31日

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

周布川漁業協同組合 島根県浜田市金城町波佐イ98番地1

2 漁業権の免許番号

内共第7号

3 変更の内容

遊漁の承認申請をオンラインシステムによることができる規定の追加、漁具漁法の制限の変更、あゆの遊漁期間の公表方法の変更、禁止区域に係る期間の変更、採捕する魚種の全長の制限に係る規定の追加、遊漁料の改正及び遊漁料の納付をオンラインシステムによることとする規定の追加、遊漁承認証の記載事項の追加及びその様式の廃止、遊漁に際し守るべき事項の追加、漁場監視員証の記載事項の追加及びその様式の廃止並びにその他規定の整理

(変更前)

(目的)

第1条 この規則は周布川漁業協同組合が免許を受けた、内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域で、手釣、竿釣、たも網又は竹籠によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、第6条第1項の規定による遊漁対象水産動物、漁具、漁法別遊漁料を納付しなければならない。

2 この漁場区域で、前項にかかげる漁具、漁法以外の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間等遊漁内容を記載した、遊漁承認申請書を提出して、組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第6条第3項の特別遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模
刺網	網の全長 10m以下
たも網	網口径 2m以下
籠（うなぎ）	竹籠 10筒以内

2 この漁場区域においては、次条第1項の規定によるあゆについての公示の日から1ヶ月以内は、手釣又は竿釣以外の漁具、漁法を利用して、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月20日から12月31までの期間内で組合が定め公示する日から12月31日まで
うなぎ	〃

やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）	4月1日から8月31日まで
ごぎ（いわなを含む。）	〃

2 前項の公示は、この組合前掲示板又は山陰中央新報に公示するものとする。
（禁止区域）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる地域においてはそれぞれイ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
支流 柚根西谷川	平成30年3月30日（認可日）
支流 後山川	～平成35年8月31日まで

（遊漁料の額および納付の方法）

第6条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を利用して、遊漁する場合で浜田市金城町波佐イ98番地1周布川漁業協同組合において、納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとし、同一人が二種類以上の魚種について遊漁をする場合又は二種類以上の漁具漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、その内の最も高い遊漁料を支払えば良い。（ただし、特別遊漁料は加算するものとする。）なお、漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に500円を附加して得た額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣	1日	1,300円
うなぎ	たも網、竹籠	1ヶ年	7,000円
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）	竿釣	1日	1,300円
ごぎ（いわなを含む。）		1ヶ年	7,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、右欄のとおりとする。

未就学の幼児	無料
小学生及び身体障がい者（手帳所持者に限る）	第1項に規定する額の1/2に相当する額

3 第2条第2項の規定により承認を受けた次の表のア欄に掲げる内容の遊漁をする場合の特別遊漁料（次の表のア欄の遊漁をする場合の遊漁料をいう。）は、ウ欄のとおりとする。

ア 遊漁の内容	イ 期間	ウ 特別遊漁料
（魚種）（漁具、漁法）		
あゆ 刺網	1年	6,000円
〃 投網		3,000円

4 前項の特別遊漁料は、次の場所においては納付するものとする。

浜田市金城町波佐イ98番地1 周布川漁業協同組合

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき、または、同条第2項の承認を行ったときは、別記様式（1）の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、遊場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式（2）の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるも

のとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、または、以後のその者の遊漁を拒絶する事ができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

別記様式(1)

遊漁承認証

(表)

No.	
遊漁承認証	
下記のとおり承認します。	
住所	
氏名	年齢 ()
承認期間	
魚種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊漁料	円
発行者	
周布川漁業協同組合 ㊤	

(裏)

注意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁をする場合この証を携帯しなければならない。 2. この証を他人に貸与してはならない。 3. 漁場監視員の要求があったときは、この証を提示しなければならない。 4. 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

別記様式(2)

漁場監視員証

(表)

No.	
漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	
周布川漁業協同組合 ㊤	

(裏)

注意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 漁場監視をするときは、この証を携帯しなければならない。 2. 漁場監視員腕章をつけるものとする。

(変更後)

(目的)

第1条 この規則は周布川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うなぎ、やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)、ごぎ(いわなを含む。))をいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障あると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模
投網	網目1.5cm以上、網丈3m以内
籠（うなぎ）つけ針（うなぎ）	籠 10筒以内、 つけ針10本以内

2 周布川においては、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から50日間は、手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ うなぎ	5月20日から12月31までの期間内で組合が定めて公表する期間内
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。） ごぎ（いわなを含む。）	4月1日から8月31日まで

2 前項の公表は、組合並びに委託する販売店及び釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイト（URL <https://sufuga.wa.jimdofree.com>）にて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
支流 柚根西谷川	令和5年3月31日（認可日）
支流 後山川	～令和10年8月31日まで

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。） ごぎ（いわなを含む。）	15cm 18cm

(遊漁料の額および納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学生又は身体障がい者（手帳所持者に限る。）のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書

に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、籠	1日1,300円
うなぎ	つけ針	1年7,000円
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）		
ごぎ（いわなを含む。）		

(2) その他の場合

魚 種	漁具、漁法	特別遊漁料
あゆ	投網	1年3,000円（年券購入者に限る）

（注）投網の承認申請及び交付は周布川漁業協同組合事務所のみです。

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

3 特別遊漁料は、次の場所においては納付するものとする。

浜田市金城町波佐イ98番地1 周布川漁業協同組合

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

（遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。）

(8) その他参考となるべき事項

（この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年島根県内水面漁場管理委員会から示された増殖指示量に基づいています。）

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものと

する。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和5年3月31日

島根県告示第453号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

三隅川漁業協同組合 島根県浜田市三隅町三隅1431番地

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

遊漁の承認申請をオンラインシステムによることができる規定の追加、あゆの遊漁期間の公表方法の変更、遊漁料の納付をオンラインシステムによることができる規定の追加、遊漁承認証の記載事項の追加及びその様式の廃止、遊漁に際し守るべき事項の追加、漁場監視員証の記載事項の追加及びその様式の廃止並びにその他規定の整理

(変更前)

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ、やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)、ごぎ(いわなを含む。))及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網又はうなぎ籠による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網又はうなぎ籠による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者

(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条の遊漁料を組合が指定する場所において納付しなければならない。

第3条 (略)

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月20日から12月31日までの期間内で組合が定め公示する日から12月31日まで
(略)	(略)

2 前項の公示は、組合事務所前の掲示板に掲示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄の漁法により、ウ欄の区域内及びエ欄の期間において、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 漁法	ウ 区域	エ 期間
(略)	(略)	(略)	(略)

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長6cm以下
もくずがに	甲幅4cm以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、三隅川漁業協同組合事務所及び当組合が指定する取扱所において納付する場合は次のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は、500円を加算した額とする。

(略)

2・3 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別紙様式第1号による遊漁承認証及び遊漁者であることを表示する腕章(以下「腕章」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁承認証及び腕章を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証及び腕章を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2・3 (略)

4 遊漁者は、10月10日から11月19日までの期間、浜田市三隅町三隅地内新三隅大橋上流端から同町向野田いや谷山の尾根先に設置した標柱に至るまでの区域内における川底を攪拌してはならない。

(漁場監視員)

第10条 (略)

2 漁場監視員は、別紙様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

第11条 (略)

別記様式第1号 遊漁承認証

表

No.					
遊漁承認証					
下記の通り遊漁を承認します。					
記					
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td>(住所)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(氏名)</td> </tr> </table>		(住所)		(氏名)
	(住所)				
	(氏名)				
	承認期間				
	魚 種				
	漁具漁法				
	遊漁区域				
	遊 漁 料				
	発 行 者 三隅川漁業協同組合				

裏

遊漁のときは必ず携帯のこと
注意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 禁止区域にて水産動植物を採捕した場合 2. 水中に電流を通じてする漁法を行った場合 3. 瀬干漁法を行った場合 4. びん漬け漁法を行った場合 5. 堰堤を使用してする網漁法を行った場合 6. 覗水器を使用してする漁法を行った場合 7. 100ワット以上の灯火を使用してする漁法を行った場合
上記各号に該当した場合、6ヶ月以下の懲役、10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されますので、お互いに注意しましょう。

別記様式第2号 漁場監視員証

表

No.	
漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員である事を証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
	有効期間
	発行者 三隅川漁業協同組合 ㊤

裏

注意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 島根県内水面漁業調整規則、遊漁規則に違反した行為を発見した場合は、その者に適切な指示をなし、直ちに組合に報告しなければならない。 2. 漁場に於いて遊漁料の納付を受けた場合には、その遊漁料を直ちに組合に納入しなければならない。

(変更後)

(目的)

第1条 この規則は、三隅川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）ごぎ（いわなを含む。）及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網又はうなぎ籠による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網又はうなぎ籠による遊漁の場合には第11条に

規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同項の方法により組合に納付しなければならない。

第3条 （略）

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月20日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する日から12月31日まで
(略)	(略)

2 前項の公表は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイト<http://1727097.wixsite.com/misumi>（以下「ウェブサイト」という。）に公表するものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄の漁法は、ウ欄の区域内及びエ欄の期間中において、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 漁法	ウ 区域	エ 期間
(略)	(略)	(略)	(略)

（全長等の制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長6cm
もくずがに	甲幅4cm

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁料の額は、組合事務所、組合のウェブサイトにて公表した取扱所及び組合が指定するオンラインシステムにおいて納付する場合は次のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は、500円を加算した額とする。

（略）

2・3 （略）

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2・3 (略)

4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区域
10月10日から11月19日までの期間、浜田市三隅町三隅地内新三隅大橋上流端から同町向野田いや谷山の尾根先に設置した標柱に至る区域

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 (略)

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

第11条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和5年3月31日

島根県告示第454号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

高津川漁業協同組合 島根県益田市神田町イ614番地

2 漁業権の免許番号

内共第9号

3 変更の内容

あゆ友釣以外の制限区域及び制限期間の変更、遊漁料に係る納付方法及び額の変更、遊漁承認証の記載事項の追加及びその様式の廃止、遊漁に際して守るべき事項の追加、漁場監視員証の記載事項の追加及びその様式の廃止並びにその他規定の整理

(変更前)

(目的)

第1条 この規則は、高津川漁業協同組合が免許を受けた、内共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、おいかわ（はえ）、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条～第4条 (略)

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ あゆ友釣を除くあゆ漁法	(略)	(略)	(略)
ロ・ハ (略)			
ニ あゆ友釣を除くあゆ漁法	(略)	(略)	(略)
ホ～チ (略)			
リ あゆ友釣を除くあゆ漁法	(略)	(略)	(略)
ヌ・ル (略)			
ヲ あゆ友釣を除くあゆ漁法	(略)	(略)	(略)
ワ (略)			
カ あゆ友釣を除くあゆ漁法	(略)	(略)	(略)
ヨ・タ (略)			
レ あゆ友釣を除くあゆ漁法	(略)	(略)	(略)
ソ・ツ (略)			
ネ あゆ友釣を除くあゆ漁法	(略)	(略)	(略)
ナ～ウ (略)			
キ あゆ友釣を除くあゆ漁法	(略)	(略)	(略)
ノ・オ (略)			

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同高津出張所 益田市高津一丁目43番24号

同日原出張所 鹿足郡津和野町日原420番地1

ならびに当組合が指定する取扱所又は当組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）において納付するときの遊漁料は次のとおりとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁

料は、次表遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

(略)

2・3 (略)

4 第2条第2項の規定により、承認を受けた次表左欄に掲げる内容の遊漁をする場合の特別遊漁料（次表左欄の遊漁をする場合の遊漁料をいう。）は、相当右欄のとおりとする。

遊漁の内容		特別遊漁料 (消費税含む。)
魚種	漁具漁法	
あゆ	刺網	3,000円

5 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき又は同条第2項の承認を行ったときは、別記様式(1)又は(2)の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、別記様式(3)又は(4)によるものとする。

2～4 (略)

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適正な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁業監視員)

第10条 (略)

2 漁場監視員は、別記様式(5)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着用するものとする。

第11条 (略)

別記様式(1)

第 号 平成 年	高津川漁業協同組合 遊漁承認証	漁業違反に対する主な罰則は次のとおりです。 お互いに違反のないように注意しましょう。
写 真	遊 住 所	1 爆発物を使用して水産動植物を採捕した場合 (水資法第5条)
	漁 者 氏 名	2 水産動植物をマヒさせ又は死なせる有毒物を使用した場合 (同法第6条)
	年 令 才	3 前2項により採捕したものを所持又は販売したもの (同法第7条)
承認期限	平成 年12月31日	上記の場合は3年以下の懲役又は200万円以下の罰金 (以上水産資源保護法違反)
魚 種	第 種	1 禁漁区にて水産動植物を採捕した者
遊 漁 料	円	2 覗水器を使用してする漁法を行った者
発行月日	月 日	3 水中に電流を通じてする漁法を行った場合 6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科 (以上島根県内水面漁業調整規則違反)

但し、写真の貼付はあゆ漁業に限る。

別記様式(2)

平成 年	No.	号
遊漁日鑑札		
	月	日
第 種	円	
住所		
氏名	才	
高津川漁業協同組合		

別記様式(3)

セキュリティコード	高津川漁業協同組合	写 真
	年券 漁種	
有効期限		
	年	
	月	日

但し、写真はあゆ漁業に限る。

別記様式(4)

セキュリティコード	高津川漁業協同組合
	日券 漁種
有効期限	
	年
	月 日

別記様式(5)

漁場監視員証				
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。				
氏名	(才)			
住所				
有効期限				
自	平成	年	月	日
至	平成	年	月	日
発行者				

高津川漁業協同組合代表理事組合長

(変更後)

(目的)

第1条 この規則は、高津川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた、内共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、おいかわ（はえ）、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）、及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条～第4条 （略）

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ あゆ友釣を除く全漁法（うなぎもじ漁業は除く。）	(略)	(略)	(略)
ロ・ハ (略)			
ニ あゆ友釣を除く全漁法（うなぎもじ漁業は除く。）	(略)	(略)	(略)
ホ～チ (略)			
リ あゆ友釣を除く全漁法（うなぎもじ漁業は除く。）	(略)	(略)	(略)
ヌ・ル (略)			
ヲ あゆ友釣を除く全漁法（うなぎもじ漁業は除く。）	(略)	(略)	(略)
ワ (略)			
カ あゆ友釣を除く全漁法（うなぎもじ漁業は除く。）	(略)	(略)	(略)
ヨ・タ (略)			
レ あゆ友釣を除く全漁法（うなぎもじ漁業は除く。）	(略)	(略)	(略)

ソ・ツ (略)			
ネ あゆ友釣を除く全漁法(うなぎもじ漁業は除く。)	(略)	(略)	(略)
ナ～ウ (略)			
キ あゆ友釣を除く全漁法(うなぎもじ漁業は除く。)	(略)	(略)	(略)
ノ・オ (略)			

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同高津出張所 益田市高津一丁目43番24号

同日原出張所 鹿足郡津和野町日原420番地1

並びに当組合が指定し組合ウェブサイト (<https://www.takatugawa.or.jp/>) で公表する取扱所又は当組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において納付するときの遊漁料は次のとおりとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

(略)

2・3 (略)

4 第2条第2項の規定により、承認を受けた次表左欄に掲げる内容の遊漁をする場合の特別遊漁料(次表左欄の遊漁をする場合の遊漁料をいう。)は、相当右欄のとおりとする。

遊漁の内容			特別遊漁料 (消費税含む)
魚種	漁具漁法	期間	
あゆ	刺網	1日	4,300円

5 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき又は同条第2項の承認を行ったときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を交付するものとする。ただし、あゆ漁業で、期間が年の遊漁承認証については顔写真付きとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 漁業種別

(4) 遊漁料の額

(5) 注意事項

(6) 発行者名

2～4 (略)

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適正な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 高津川本・支流の橋上及び公道において遊漁をしてはならない。

3 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁業監視員）

第10条（略）

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着用するものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期限

(3) 注意事項

(4) 発行者名

第11条（略）

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和5年3月31日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年6月19日から同年9月29日まで

3 作業地域

隠岐郡隠岐の島町中村地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

空港用ロータリー除雪車の調達 1台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

令和5年6月14日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町81-10

5 落札金額

57,640,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和5年4月28日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年6月30日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 件名及び数量

島根県教育用ローカルブレイクアウトネットワークサービス調達業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育指導課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年2月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

N T T ビジネスソリューションズ株式会社 島根ビジネス営業部 取締役島根ビジネス営業部長 川口 将司
島根県松江市東朝日町102番地

5 随意契約に係る契約金額

490,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年6月30日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

グループウェアシステムの賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

(4) 委託期間

契約の日から令和6年2月22日まで

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (7) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)から(3)まで、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

5 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和5年7月14日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和5年7月14日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和5年7月14日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和5年7月28日（金）午前9時から午後5時まで

令和5年7月31日（月）午前9時から午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和5年7月31日（月）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和5年7月31日（月）午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年8月1日（火）午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第二小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Lease and introduction of groupware server system, 1 set
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. July 28, 2023 to 4 : 00 p.m. July 31, 2023
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. July 31, 2023
(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. July 31, 2023)
- (4) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年6月30日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

放置駐車違反管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

(4) 委託期間

契約の日から令和6年2月26日まで

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)から(3)、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和5年7月14日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和5年7月14日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和5年7月14日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和5年7月28日（金）午前9時から同月31日（月）午後4時まで（同月28日午後5時から同月31日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和5年7月31日（月）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和5年7月31日（月）午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年8月1日（火）午後2時30分

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第二小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額に消費税等の額を加えた額を貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合又は入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額を貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を徴収する。但し、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合又は契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

本入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Lease and introduction of Abandoned parking violation management system, 1 set

(2) Period for tender by electronic bidding: From 9:00 a.m. July 28, 2023 to 4:00 p.m. July 31, 2023

(3) Time limit for tender by bringing: 4:00 p.m. July 31, 2023

(Bids by post must be received by 4:00 p.m. July 31, 2023)

(4) Contact point for the notice: Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan
TEL: 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

島根県公安委員会委員長 高橋 美佐子

島根県公安委員会規則第6号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「幅又は」を「幅及び」に改める。

第11条第2項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に、「以下」を「以下この項において」に改め、同項第1号中「原動機付自転車を」を「一般原動機付自転車と」に、「以下」を「第4号及び第5項において」に改め、同項第3号中「原動機付自転車を」を「一般原動機付自転車」に改め、同条第4項中「車両を」を「軽車両を」に、「ときは」を「場合であって」に、「車両相互」を「軽車両相互」に、「つながなければならない」を「つないでいるときを除き、他の車両をけん引してはならない」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定小型原動機付自転車の運転者は、他の車両をけん引してはならない。

第21条第9号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

島根県公安委員会委員長 高 橋 美佐子

島根県公安委員会規則第7号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法の部第108条の3の4第1項の項の次に次のように加える。

第108条の3の5第1項	特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令
--------------	-----------------------

別表道路交通法の部第108条の3の5の項中「第108条の3の5」を「第108条の3の5第2項」に改め、同部第108条の3の6の項中「自転車運転者講習」を「特定小型原動機付自転車運転者講習等」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。